令和８年10月27日

参加者　殿

支出負担行為担当官
国土地理院長
河　瀬　和　重

見 積 依 頼 書

下記について買入れたいので見積書を提出願います。

記

１．件　　名	郵便料金計器の購入及び設置
１．履行又は納入期限	令和８年12月25日（金）
１．履行又は納入場所	仕様書のとおり
１．見積書等提出場所 （郵送又は持参の場合）	茨城県つくば市北郷１番　国土地理院総務部契約課契約係 TEL：029-864-4362
１．見積書提出期限	令和８年11月11日（水）12時00分
１．見　積　方　法	契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって契約価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税を含む金額を見積書に記載すること。なお、見積額には運送費（送料）、保険料、関税等通常の取引において必要とされる経費（以下、諸経費という）を含むものとする。（品目内訳があるものについては各品目の見積額に諸経費を含むもとのする。）
１．参　加　資　格	(1) 予決令第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。 (2) 国土地理院長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。 (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
１．契 約 保 証 金	免除
１．図面（内訳書） 及び仕様書	別添のとおり
１．支 払 い 条 件	前払金　　無　　―%　　部分払　　―回 物品納入後又は履行完了後に発注者が正当な請求書を受理してから３０日以内に請負代金を支払うものとする。
１．そ　の　他	(1) 参加者は次の注意事項を熟読し承諾のうえ参加したものとみなす。 注意事項：https://www.gsi.go.jp/SERVICE/keiyaku/oc_caution.pdf (2) 品目及び数量等は仕様書のとおり記載すること。 **(3) 相当品（同等品）を納入しようとする場合は、見積書の提出前に契約課契約係に仕様等を添えて連絡し承諾を受けること。** **（連絡先）メール：gsi-24keiyaku-g2=gxb.mlit.go.jp** **【=を@にしてください】** **ＦＡＸ：029-864-1743**

仕　様　書

１．件名
　郵便料金計器の購入及び設置

２．品名及び数量
　郵便料金計器　１台

３．規格及び仕様
［規格］
　ピツニーボウズ　ＳｅｎｄＰｒｏＣ３２０　相当品
［仕様（必須要件)］
＊スケールは本体と一体型であり、１グラム単位で１グラムから４キログラムの郵便物の計量ができること。
＊スケールで計量した郵便物の重さ、サイズ及びオプション（速達、書留等）の設定により正確な郵便料金を自動で算出し、算出した郵便料金額、差出年月日等の郵送に必要な情報を封筒又はプリントラベルへ鮮明に印字ができること。
＊郵便料金計器の寸法：幅７５０ｍｍ以下、奥行き４５０ｍｍ以下
＊郵便料金計器（本体及びスケール）の重量：１０ｋｇ以下
＊電源仕様
　対応電圧：ＡＣ　１００Ｖ
　対応周波数：５０Ｈｚ／６０Ｈｚ
　定格電流：１．０Ａ以下
＊以下の範囲の封筒及びはがきに直接印字ができること。
　寸法：１２７ｍｍ×７６ｍｍから３８１ｍｍ×３３０ｍｍまで
　厚さ：０．２ｍｍから９．０ｍｍまで
＊処理速度：５０通／分以上の処理能力を有すること。
＊不正利用や誤作動を防ぐため、パスワードの設定等による郵便料金計器へのアクセス制限機能を有すること。
＊通信環境（インターネットへの接続）
　郵便料金データのチャージ等を安全に行うためのモバイル回線（ＬＴＥ等）による独立したデータ通信機能を有すること。
　また、データ通信を行うために郵便料金計器とは別に通信用端末が必要な場合は、納入日から５年間のデータ通信利用料及び通信用端末の貸与が含まれたプラン（以下「使い切りプラン」という。）を付帯すること。
　使い切りプランに係る一切の費用は郵便料金計器の購入と併せて初年度に一括して支払うものとし、２年目以降から５年目満了まで別途の維持費用（基本料、通信料等）が一切発生しないものであること。
　使い切りプラン期間中に通信用端末が故障した場合は、受注者の負担により速やかに代替品との無償交換等の対応を行うこと。

４．作業内容
＊上記郵便料金計器を納入し、国土地理院総務課分室（本館１階）に設置すること。
＊納入する郵便料金計器（以下「新計器」という。）について差出郵便局の料金計器別納の承認を得ること。
＊現在使用している郵便料金計器（ピツニーボウズ　ＤＭ３００ｃ、国土地理院所有）（以下「旧計器」という。）について差出郵便局での登録抹消手続を行うこと。

［差出郵便局］筑波学園郵便局（茨城県つくば市吾妻１－１３－２）

＊新計器の設置後、各種設定を行った上で問題なく動作することを確認すること。また、残額補充、計器のソフトウェアアップデート並びに郵便料金表ファイル及び計器設定ファイルのダウンロード等を行うためのデータセンターとの通信について問題なく接続することを確認すること。
＊新計器の設置後、新計器の操作方法及び注意事項等について国土地理院担当者へ説明を行うこと。
＊新計器の設置後、撤去した旧計器は差出郵便局での登録抹消手続を終えた上で、国土地理院担当者へ引き渡すこと。

５．納期
令和８年１２月２５日（金）

６．その他
＊日本郵便株式会社が指定した郵便料金計器であること。
＊相当品を納入しようとする場合は、見積書の提出前に納入予定物品についてカタログ等の機種名及び仕様（上記必須要件を満たしていること）等が確認できる資料を示した上で国土地理院担当者に確認すること。
＊納品及び設置の日程は、国土地理院の開庁日（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日を除く日）の１４時００分以降とし、新計器の稼働開始と旧計器の撤去を同日のうちに行い、計器が使用できない日が発生しないようにすること。
＊新計器には初期消耗品（インクカートリッジ１個、ラベル２０枚程度）も含むこと。
＊納入日から６か月間以上のメーカー保証を付すこと（保守契約は含まない）。
＊本作業で発生した廃材の処分等について、各種法令に従い適切に処理を行うこと。
＊新計器の設置等に要する諸費用は受注者が負担すること。
＊本業務の実施のために国土地理院から提供する情報その他当該業務の実施において知り得た情報については、その秘密を保持し、また当該業務の目的以外に利用しない。

備考　　この仕様書に疑義があるときは、契約課契約係を経由して総務課文書係あてに照会すること。